

シニア不動産担保カードローン

2021年4月1日現在

商 品 名	シニア不動産担保カードローン
ご利用いただける方	・当金庫の営業地域に居住している方 ・自己名義（又は配偶者との共有）の所有不動産（借地は除く）に居住の、単身世帯若しくは夫婦世帯の方 ・融資時年齢満60歳以上満80歳以下の方（原則） ・固定電話又は携帯電話を所有し連絡がとれる方 ・公的年金等の安定・継続した収入がある方 （年金収入のある方は当金庫を振込指定預金口座にいただいている方、若しくは、新たにご指定いただける方） ・相続人を代表して配偶者に同席、本契約に同意いただける方 ・配偶者のおられない場合は法定相続人に同席、本契約に同意をいただける方 ・その他、申込後当金庫所定の審査承認が得られる方
お使いみち	・ 本人又は配偶者の生活資金など資金使途は自由にお使いいただけます。 ・ 具体的には以下のお使いみちです。 * 老後の生活資金（ケアハウス等施設への入居資金含む） * 医療費や介護費など、万一の際の費用 * 住宅の改築資金（バリアフリー化・エコリフォームなど） * 子・孫への教育資金 * 子や孫の住宅取得のための支援資金 * 旧債返済資金 ・ 事業や投機目的の資金、その他金融商品（各種預金商品、投資信託、保険商品等）など、生活資金に該当しない目的の場合にはご融資の対象外となります。
ご融資形式	当座貸越 ・ 元金据置（毎月利息支払方式） ・ カード発行（生体認証ICキャッシュカード対応）
ご融資極度額	・ 100万円以上 2,000万円以内（10万円単位） 当金庫の不動産担保評価額（時価）50%の範囲内で決定いたします。
ご融資利率	・ 信金中金短プラ+3.00% 借入金利は、毎年4月1日・10月1日（休業日の場合は翌営業日。以下「基準日」）の信金中金短期プライムレートを基準とし、年2回見直しいたします。
お借入方法	・ 専用カード（生体認証ICカード）により、当金庫または預入支払業務提携先に設置の現金自動支払機・現金自動預入支払機等を使用しお借入いただけます。 ・ 上記、対応困難な場合は、窓口で都度本人確認（運転免許証・保険証等）にて書類に署名捺印していただきお借入していただけます。 ・ 利用可能額を超える場合は、新たなお借入はできません。
ご融資期間	・ 3年毎の自動更新となります。

次ページへつづく

北おおさか信用金庫

ご返済方法	【任意返済】 ・ 専用カード（生体認証ＩＣカード）により、当金庫または預入支払業務提携先に設置の現金自動支払機・現金自動預入支払機等を使用しご返済いただけます。 ・ 上記、対応困難な場合は、窓口で都度本人確認（運転免許証・保険証等）にて書類に署名捺印していただきご返済いただけます。 ・ 利息の支払いが遅滞している場合は任意返済はできません。 （返済用口座にて遅滞解消後であればご返済いただけます。） 【一括返済・解約】 ・ 貸越残高、未収利息がない状況であれば、いつでも解約は可能です。 ・ 原則担保物件の売却による一括返済・解約となります。 ・ 契約者が死亡の際は、法定相続人からの手許資金による一括返済・解約となります。 ・ 相続開始により貸越元利金を一括返済する為、担保物件売却による一括返済・解約となります。 （相続手続きは根抵当権の確定等に充分注意し早期対応が必要です。） ・ 契約者様が当金庫の定款で定める営業地区外に転居されたとき ・ 期限の利益の喪失事由が生じたとき
必要書類	【不動産担保関係】 ・ 不動産登記事項全部証明書（土地・建物）３ヵ月以内 ・ 公図 ・ 地積測量図 ・ 建物図面 ・ 住宅地図 ・ 路線価図 ・ 前面道路の確認と謄本（不動産登記事項全部証明書 ３ヵ月以内） 【本人確認書類】 ・ 運転免許証（未取得の場合はパスポートか写真付住基カード）及び健康保険証 【相続人確認の為の書類】 ・ 住民票（相続人が同居の場合） ・ 戸籍謄本（契約者の居住する市町村等）（契約者が単身世帯の場合） ・ 相続人の本人確認資料（本人確認資料に準ずる） 【収入確認資料】 ・ 確定申告書・給与明細書・納税証明書・住民税決定通知書・年金受給書・その他、収入等を証明する資料
担保	・ 契約者が所有の居住不動産を対象物件とし、第一順位の根抵当権設定が必要です。担保物件が共有の場合は、共有者が配偶者の場合のみ取扱いできます。土地付一戸建て住宅（借地は除く）、マンション等の所有不動産を対象とします。その他の相続人共有の場合は取扱いできません。賃貸物件は取扱いできません。 ・ 火災保険については加入が条件となります。 ・ ※担保評価額（時価）の５０％が融資極度額設定の範囲となります。 （担保価格ではございません。） ・ ※根抵当権は第一順位にて融資極度額の１１０％を根抵当権の極度額に設定します。 ・ ※担保評価は当金庫の不動産担保評価により行い、北おおさかビルサービス㈱の不動産評価確定後の取扱いとなります。
連帯保証人	・ 原則不要 ・ ※担保物件を配偶者が共有している場合に限り、配偶者の物上保証により同意書を徴求させていただきます。
事務手数料等	・ 不動産担保調査手数料として所定の手数料をお支払いいただきます。 （設定金額により手数料は異なります） ・ その他登記費用、印紙税等に費用（実費）がかかります。 ・ 生体認証ＩＣカード発行手数料１，１００円(税込み)が必要となります。

苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はコンプライアンス部お客さま相談室（9時～17時、電話：072-621-9363）にお申し出ください。 紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター（06-6364-7644）東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記コンプライアンス部お客さま相談室又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせ下さい。
その他	お申込みに際しましては、審査がございます。結果によりましては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

北おおさか信用金庫